

宿泊事業者の感染拡大防止策や新たな需要に対応するための取組を支援します!!

～大分県宿泊施設受入環境整備緊急支援事業費補助金のご案内～

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により旅行需要が落ち込む中、地域的な感染の拡がりを抑制しつつ、新たな観光需要の創出に取り組む宿泊事業者に対して、その取組に要する経費の一部を助成します。



【制度の概要】

補助対象事業者	旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受け、県内で旅館業を営む者 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者は除く。
補助対象	以下の①②のいずれかに該当するもの。 <u>（実施済も含め、他に国等から補助を受ける（受けた）取組は補助対象としませんのでご注意ください。）</u> ① <u>感染拡大防止策</u> ② <u>新たな需要に対応するための取組</u>
補助率及び補助上限額 （消費税及び地方消費税を除く。）	<u>補助率 3/4以内、補助上限額 750万円（1施設当たり）</u> ① 令和3年4月1日～令和3年12月31日の分 3/4以内（1/4上乘せ） ② 令和2年5月14日～令和3年3月31日の分 1/2以内 ※①、②は併用可。但し、補助対象経費の1/2が500万円を超えることはできない。
公募期間	令和3年7月1日（木）～令和3年12月28日（火）（予定）
問合せ先	大分県商工観光労働部観光局観光政策課（県庁本館7階） TEL 097-506-2116 FAX 097-506-1729

【補助対象経費の例】 ※購入・リースともに対象

①感染拡大防止策

- （機器類）サーモグラフィ、体温計、アルコール噴霧器、サーキュレーター、パーテーション、遮蔽用アクリル板、CO2濃度測定器、HEPAフィルタ付き空気清浄機 など
- （必需品）マスク、フェイスシールド、ビニール手袋、遮蔽用ビニール、アルコール消毒液、使い捨て食器類 など

②新たな需要に対応するための取組

ワーケーションスペースを用意するための改修・無線LANの整備、食事スペースの改修やテーブル・什器の購入、非接触チェックインシステムの導入 など

【補助対象外経費の例】

補助対象事業者の経常的な経費（人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等）、HP作成費、振込手数料 など

令和3年度 大分県宿泊施設受入環境整備緊急支援事業

●補助率及び補助上限額の算定例

事業実施時期	補助対象経費	補助率	補助上限額
令和3年4月1日以降	1,000万円	3/4以内	750万円
令和2年5月14日～ 令和3年3月31日までの間	1,000万円	1/2以内	500万円
① 令和3年4月1日以降 ② 令和2年5月14日～ 令和3年3月31日までの間	800万円 200万円	3/4以内 1/2以内	600万円 100万円 合計 700万円
	①+② 1,000万円	1/2	500万円
① 令和3年4月1日以降 ② 令和2年5月14日～ 令和3年3月31日までの間	① 200万円 ② 800万円	3/4以内 1/2以内	150万円 400万円 合計 550万円
	①+② 1,000万円	1/2	500万円
① 令和3年4月1日以降 ② 令和2年5月14日～ 令和3年3月31日までの間	① 600万円 ② 600万円	3/4以内 1/2以内	
	①+② 1,200万円	1/2	600万円 →500万円超 要調整
	① 600万円 ② 400万円 (200万円は算定対象外)		450万円 200万円 合計 650万円
	①+② 1,000万円	1/2	500万円